

## 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要領

制 定	平成 27 年 4 月 10 日	環自野発第 1504103 号
一部改正	平成 28 年 3 月 16 日	環自野発第 1603167 号
一部改正	平成 28 年 10 月 21 日	環自野発第 1610172 号
一部改正	平成 29 年 3 月 15 日	環自野発第 1703153 号
一部改正	平成 30 年 3 月 19 日	環自野発第 1803194 号
一部改正	平成 31 年 3 月 12 日	環自野発第 1903124 号
一部改正	令和 2 年 3 月 23 日	環自野発第 2003194 号

### 1 目的

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金により実施する事業（以下「交付金事業」という。）の実施については、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業交付要綱（平成 27 年 4 月 10 日付け環自野発 1504103 号。以下「交付要綱」という。）指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱（平成 27 年 4 月 10 日付け環自野発第 1504103 号。以下「実施要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

### 2 交付金事業の実施主体

要綱 4 の実施主体にある都道府県等の内、協議会は複数の都道府県が参加する連携捕獲協議会とし、次の要件を満たしていることとする。

- (1) 国の機関及びその職員が当該協議会の会員に含まれていないこと。
- (2) 当該協議会としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法及び責任者、公印の管理及び使用方法並びに責任者、内部監査の方法等について、運営に係る規約等を定めていること。
- (3) 当該協議会の事務局は、都道府県が担うこととし、都道府県の職員 1 名以上が会計処理において責任のある立場にあること。

### 3 交付金事業の内容等

要綱 3 の事業内容は、次の (1) から (6) に掲げるとおりとする。なお、実施主体が都道府県の場合、(1)、(3) から (6) については、(2) を実施する場合に実施できるものとする。ただし、(1) については、実施年度中に (2) の実施ができない特段の理由があり、やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

#### (1) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業

##### ① 実施主体が都道府県の場合

科学的・計画的な鳥獣の管理による効果的な捕獲を促進するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 14 条の 2 に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」という。）の策定等及びそれに必要な調査並びに (2) 及び (3) の実施に伴う捕獲情報の収集等及び事業評価の実施を行うものとする。

- ア 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の検討、策定、変更を実施すること。
- イ 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に必要となる生息数、生息密度、分布個体数推定及び将来予測等の指定管理鳥獣の生息状況及び指定管理鳥獣による農林水産業、生態系、生活環境に係る被害状況の調査を実施すること。
- ウ (2)の事業実施による鳥獣種、捕獲数(雌雄別、幼成獣別等)、捕獲場所、捕獲努力量、費用等の捕獲情報の収集、整理、分析を実施すること。
- エ (2)の事業に係る指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果及び妥当性の検証、次期指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定に向けて改善すべき事項の検討、事業評価を実施すること。

② 実施主体が連携捕獲協議会の場合

当該協議会における指定管理鳥獣の広域的な捕獲実施区域や捕獲方法等を定めた計画(以下「広域捕獲計画」という。)の策定等及びそれに必要な調査並びに広域捕獲計画による捕獲の実施に伴う捕獲情報の収集等及び事業評価の実施を行うものとする。

- ア 広域捕獲計画の検討、策定、変更を実施すること。
- イ 広域捕獲計画の策定に必要となる生息数、生息密度、分布等の指定管理鳥獣の生息状況及び指定管理鳥獣による農林水産業、生態系、生活環境に係る被害状況の調査を実施すること。
- ウ 広域捕獲計画により実施した捕獲鳥獣種、捕獲数(雌雄別、幼成獣別等)、捕獲場所、捕獲努力量、費用等の捕獲情報の収集、整理、分析を実施すること。
- エ 広域捕獲計画の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、連携捕獲協議会による捕獲の効果及び妥当性の検証、次期広域捕獲計画策定に向けて改善すべき事項の検討、事業評価を実施すること。

(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業

- ア 指定管理鳥獣の捕獲及び捕獲に付随する事項を実施する。
- イ 捕獲個体の搬出・処分(解体、焼却業者等に支払う処分費を含む)を実施する。

(3) 効果的捕獲促進事業

ア及びイによる捕獲については、都道府県が原則として指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき実施することとする。ウについては、連携捕獲協議会が広域捕獲計画に基づき実施することとする。また、アからウの全てについて、実施の効果の検証及び評価を行い当該技術等の普及に取り組むものとする。

ア 効果的捕獲モデル・技術開発タイプ

効果的な捕獲等を促進するため、従来の捕獲手法に比べ効果的な捕獲手法を用いてモデル的に捕獲等を行い捕獲効果を検証する取組又は、これまで実施されていない効果的な捕獲手法の技術開発を行うものとする。

イ 市町村連携タイプ

都道府県が複数の市町村と協議会を設置し、市町村と連携することにより、都道府県が委託した事業者による一層効果的な捕獲等の取組を実施すること。

市町村連携による捕獲等の対象地域は、協議会に参加している市町村の地域内と

し、協議会の設置に当たっては、名称、範囲、目的、活動、事務局等の事項を規定した規約を定めるものとする。

また、自然環境局長が特に必要があると認める場合は、市町村等との調整等の事務費を対象とする。

#### ウ 広域連携タイプ

連携捕獲協議会が広域捕獲計画に基づく捕獲及び捕獲に付随する事項並びに捕獲個体の搬出・処分（解体、焼却業者等に支払う処分費を含む）等の実施に取り組むものとする。

### (4) 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成

#### ① 実施主体が都道府県の場合

認定を目指す法人、その法人の捕獲従事者及びそれらの者を指導する地方公共団体職員を対象とした安全管理、技能知識等に関する講習会や認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に対する捕獲等技術向上のための研修会の開催等の認定鳥獣捕獲等事業者等の育成に向けた必要な取組を実施すること。

#### ② 実施主体が連携捕獲協議会の場合

都道府県域を越えた認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者の技術向上や連携を進めるための研修会開催等、相互の技術向上・育成等に向けた必要な取組を実施すること。

### (5) ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成

狩猟免許を有する者を対象として、捕獲したニホンジカ及びイノシシを食用として利用するための衛生管理等を含めた、狩猟者に必要な知識、技能を学ぶための講習会の開催等の狩猟者の育成に向けた必要な取組を実施すること。

### (6) ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援

ア 狩猟者登録を受けた者が狩猟期間中に狩猟にて捕獲したニホンジカ及びイノシシを処理加工施設（都道府県が本事業における捕獲個体の搬入先として指定した食肉又はペットフードの利用を行う施設に限る。）に搬入（当該施設が示す捕獲個体の搬入に係る基準等に基づき、受け入れが可能なものに限る。）する取組を実施すること。

イ 処理加工施設において、アの取組で持ち込まれた捕獲個体（ニホンジカ及びイノシシ各1頭目を含む）の食肉処理等を行うにあたり発生した廃棄物処理や狩猟者登録を受けた者に対する当該施設への捕獲個体の搬入に係る基準等の周知に向けた必要な取組を実施すること。

## 4 交付金事業の委託による実施

(1) 都道府県及び連携捕獲協議会（以下「都道府県等」という。）は、3に定める交付金事業の全部又は一部について他の者に委託して実施することができる（ただし、市町村への委託は3（6）ア及びイにおいて、市町村自らが管理・運営している処理加工施設へ委託する場合に限る。）ものとする。ただし、指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する3（2）アについて委託する場合は、法第14条の2第7項に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に対し、その実施を委託するものとする。

- (2) 指定管理鳥獣捕獲等事業を認定鳥獣捕獲等事業者として委託された事業者が、「認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者」に該当する事業者には再委託をできるものとする。ただし、都道府県が委託した事業者ではないため、法第14条の2第8号等の特例が適用されないことに留意するものとする。

## 5 交付金事業の実施の手続等

- (1) 交付金事業の計画（以下「交付金事業計画」という。）の提出等

要綱6（1）の交付金事業計画は、別記様式第1により作成し、環境省自然環境局長へ提出するものとする。

- (2) 交付金事業計画の承認等

要綱6（1）の環境省自然環境局長による交付金事業計画の承認は別記様式第2により行うとともに、地方環境事務所長等に対して、承認した旨の通知を行うものとする。なお、要綱6（2）による変更の申請があった場合も同様とする。

- (3) 交付金事業計画の変更

ア 要綱6（2）における交付金事業計画の変更の申請は別記様式第3により行うものとする。

イ 要綱6（2）の交付金事業計画の重要な変更とは、事業の新設、中止又は廃止、対象とする指定管理鳥獣及び捕獲の実施地域の変更、事業の実施方針の変更並びに指定管理鳥獣捕獲等事業の目標及びその設定の考え方の変更とする。

- (4) 交付金事業の着手

交付金事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて交付金事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第4により、その理由を具体的に明記した指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の交付決定前着手届を作成し、環境省自然環境局長に提出するものとする。

- (5) 広域捕獲計画の策定及び提出

要綱3（1）の広域捕獲計画は、別記様式第5別添により作成することとし、連携捕獲協議会が策定又は変更した場合は、別記様式第5により環境省自然環境局長に提出するものとする。

- (6) 指定管理鳥獣捕獲等事業又は広域捕獲計画により実施した捕獲の評価報告書

ア 要綱7（1）の指定管理鳥獣捕獲等事業又は広域捕獲計画により実施した捕獲の評価報告書は、別記様式第6により、提出するものとする。

イ 3（3）から（6）の事業を実施した場合（ただし、連携捕獲協議会が3（3）の事業を実施した場合を除く）については、交付金事業計画書の別紙3から別紙8のうち該当する評価報告書を作成の上、アの評価報告書と併せて提出及び公表するものとする。

## 6 交付金事業の実施に係る留意事項

都道府県は、交付金事業の実施に当たって、次に掲げる事項に留意することとする。

- (1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に定める

被害防止計画を策定する市町村内で事業を実施する場合は、効果的・効率的な捕獲等に向けて、市町村や地域で捕獲を行う狩猟者団体等の関係者と相互に連携を図り、事業を実施するように努めること。

- (2) 連携捕獲協議会が広域捕獲計画を作成する際は、都道府県が策定している第二種特定鳥獣管理計画や指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画との調整を図ること。
- (3) 都道府県が麻醉銃を購入する場合は、①銃砲刀剣類所持等取締法に基づき都道府県が麻醉銃の所持許可を受け、必要な手続きを行うこと。②都道府県が、保管や使用方法等の規定を設けること。③指定管理鳥獣捕獲等事業及びこれを適正に実施するために必要な取組に使用すること。
- (4) 4 (1) のとおり交付金事業を他の者に委託して実施する場合は、認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保の観点から、実施地域の実情を踏まえ、認定鳥獣捕獲等事業者の活用について考慮すること。
- (5) 交付金事業を実施する場合は、次に示す鳥獣保護管理に係る人材登録事業（鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有する技術者を登録して、地方公共団体等の要請に応じて、登録者の情報を紹介する仕組み）に登録している技術者（以下「登録者」という。）や同等の専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めることとする。交付金事業を委託する場合は、登録者が所属する者に委託するよう努めるとともに、委託者に登録者がいない場合にあつては、登録者等の専門家の助言を受けることとする。
  - ア 鳥獣保護管理プランナー（3 (1) ①ア及び②アの事業を行う場合又は委託する場合。）
  - イ 鳥獣保護管理捕獲コーディネーター（3 (2)、(3)の事業を行う場合又は委託する場合。なお指定管理鳥獣捕獲等事業を委託する場合は認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託することとなるが、その場合も可能な限り鳥獣保護管理捕獲コーディネーターが所属する者に委託するよう努めること。）
  - ウ 鳥獣保護管理調査コーディネーター（3 (1) ①イ、ウ、エ及び②イ、ウ、エの事業を行う場合又は委託する場合。）
- (6) 本事業を適切に実施するため、本事業で捕獲した個体について、捕獲個体数を適正に把握するとともに、他の事業で捕獲した個体が混同しない又は他の国費の助成を受けて実施している事業に不正に流用されないような適切な処置を講ずること。また、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業の実績確認に係るマニュアル（平成 29 年 11 月 14 日付け環自野発第 1711146 号環境省自然環境局野生生物課長通知）及び指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業（ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援）における捕獲個体の確認等マニュアル（平成 30 年 3 月 19 日付け環自野発第 1803196 号環境省自然環境局野生生物課長通知）に基づき、実績確認を行うこと。
- (7) 本事業による捕獲個体を食肉等として有効利用する場合は、厚生労働省が策定した「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」等を踏まえ、捕獲個体の衛生的な処理に努めるとともに、都道府県、委託事業者、処理加工業者等の関係者間の連携や意思疎通が図られるようにすること。
- (8) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画又は広域捕獲計画の的確な評価及びこれを踏まえ

た次年度計画の適切な策定に資するため、3（2）及び（3）の捕獲事業の実施による捕獲数（雌雄別、幼獣別）、捕獲場所、捕獲努力量（捕獲作業に要した作業人数、わな設置基数等）、費用等の捕獲情報の収集、整理及び分析を可能な限り実施すること。

（附則）

この要領は、平成28年3月16日から施行する。

（附則）

この要領は、平成28年10月21日から施行し、平成28年度の一般会計補正予算（第2号）に係る事業から適用する。ただし、平成28年度の一般会計当初予算に係る事業については、なお従前によるものとする。

（附則）

この要領は、平成29年3月15日から施行し、平成29年度の一般会計当初予算に係る事業から適用する。ただし、平成28年度の一般会計補正予算（第2号）に係る事業については、なお従前によるものとする。

（附則）

この要領は、平成30年3月19日から施行する。ただし、平成29年度に実施する事業については、なお従前の例によるものとする。

（附則）

この要領は、平成31年3月12日から施行する。ただし、平成30年度に実施する事業については、なお従前の例によるものとする。

（附則）

この要領は、令和2年3月23日から施行する。ただし、令和元年度に実施する事業については、なお従前の例によるものとする。

別記様式第1（5（1）関係）

番 号  
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

都道府県知事  
又は協議会の長

令和 年度指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業計画の承認申請について

令和 年度において、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するため、別添のとおり、交付金事業計画を作成したので、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱（平成 27 年 4 月 10 日付け環自野発第 1504103 号）6（1）の規定に基づき申請する。

（注）協議会が申請する場合には、運営等に係る協議会規約、会計処理規程、会員名簿等も添付すること。

別記様式第2（5（2）関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事又は協議会の長 殿

環境省自然環境局長

令和 年度指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業計画の（変更の）承認について

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった交付金事業計画（の変更）については、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱（平成27年4月10日付け環自野発第1504103号）6（1）の規定に基づき承認する。

別記様式第3（5（3）関係）

番 号  
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

都道府県知事  
又は協議会の長

令和 年度指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業計画の変更承認申請について

令和 年 月 日付け環自野発第 号で承認のあった交付金事業計画を下記のとおり変更したいので、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱（平成27年4月10日付け環自野発第1504103号）6（2）の規定に基づき協議する。

記

1 変更の内容及び理由

（注）添付書類は、別記様式第1のそれぞれに準じて変更部分について変更の前後がわかるように作成する。

別記様式第4（5（4）関係）

番 号  
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

都道府県知事  
又は協議会の長

令和 年度指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の交付決定前事業着手届

令和 年 月 日付け環自野発第 号で承認のあった交付金事業計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、提出する。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第5（5（5）関係）

番 号  
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

協議会の長

広域捕獲計画の（変更の）報告について

広域捕獲計画を別添のとおり策定したので、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱（平成27年4月10日付け環自野発第1504103号）6（3）に基づき報告する。

（注）変更を行った場合は、以下のとおりとする。

令和 年 月 日付け第 号により報告した広域捕獲計画については、別添のとおり変更したので、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱（平成27年4月10日付け環自野発第1504103号）6（3）に基づき報告する。

別記様式第6（5（6）関係）

番 号  
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

都道府県知事  
又は協議会の長

指定管理鳥獣捕獲等事業（広域捕獲計画により実施した捕獲）の評価報告書の提出について

令和 年 月 日付け第 号により報告した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画により実施した指定管理鳥獣捕獲等事業（広域捕獲計画により実施した捕獲）については、その結果について報告書を作成したので、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱（平成27年4月10日付け環自野発第1504103号）7（1）の規定に基づき提出する。

（併せて、要領5（6）イの規定に基づく評価報告書を提出する。）

（注）要領3（3）から（6）の事業を実施した場合（ただし、連携捕獲協議会が3（3）の事業を実施した場合を除く）は、「併せて、要領5（6）イの規定に基づく評価報告書を提出する。」と記載する。

(参考様式:鳥獣保護管理法第 14 条の 2 第 4 項において準用する同法第 4 条第 5 項に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の環境大臣への報告)

番 号  
年 月 日

環境大臣 殿

都道府県知事

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の(変更の)報告について

鳥獣保護管理法第 14 条の 2 第 1 項に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を別添のとおり策定したので、同法第 14 条の 2 第 4 項において準用する同法第 4 条第 5 項に基づき報告する。

(注) 変更を行った場合は、以下のとおりとする。

令和 年 月 日付け 第 号により報告した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画については、別添のとおり変更したので、鳥獣保護管理法第 14 条の 2 第 4 項において準用する同法第 4 条第 5 項に基づき報告する。

交付金事業計画

都道府県名：

第1 事業概要  
1 事業費等

事業費	うち交付金
円	円

指定管理鳥獣捕獲等事業 実施計画の策定状況	ニホンジカ	令和 年 月
	イノシシ	令和 年 月

注：ニホンジカ又はイノシシの欄には、策定の年月又は予定年月のいずれかを記入すること。予定年月の場合は、年月の後に「（予定）」と記入すること。

2 事業対象の指定管理鳥獣の種類

指定管理鳥獣名
---------

注：ニホンジカ及びイノシシを事業対象とする場合は、両方の名前を記入すること。

3 事業計画総括表

事業概要	事業費（円）	負担区分（円）			交付割合	備考
		交付金	都道府県費	その他		
ア 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業					定額（5,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内）	
① 実施計画の検討・策定						
② 生息状況及び被害状況の調査						
③ 捕獲情報等の収集、整理、分析						
④ 事業の評価、検証						
イ 指定管理鳥獣捕獲等事業					1/2 以内（原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある県及びイノシシ等へのCSFウイルスの感染が確認された都道府県は2/3 以内。ただし、対象となる指定管理鳥獣はイノシシに限る。）	
① 捕獲及び捕獲に付随する事項の実施						
② 捕獲個体の搬出・処分						
ウ 効果的捕獲促進事業					定額（事業概要の①及び②の合計が10,000千円を上限とする）	
① 効果的捕獲モデル・技術開発タイプ						
② 市町村連携タイプ						
エ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成					定額（2,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内）	
オ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成					定額（2,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内）	
カ ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援					定額（1頭9千円を上限とする定額（シカ、イノシシ各2頭目から対象）、処理加工施設1施設当たり2,000千円を上限とする定額）	
① 狩猟捕獲経費の支援						
② 処理加工施設による狩猟者指導・廃棄物処理等経費の支援						
計						

注1：各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額を記入すること。

注2：負担区分の「その他」の欄には、寄付その他収入を記入すること。

4 事業の実施期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月
-----------------

5 第二種特定鳥獣管理計画における管理の目標

<p>(1) 指定管理鳥獣の生息、捕獲等の現状等</p>   <p>(2) 管理目標（目標個体数）</p>
--

注：第二種特定鳥獣管理計画における管理の目標について、これまでの捕獲数や被害状況、生息数推定の結果等からニホンジカやイノシシがどういった生息状況（増加、横ばい、減少）となっており、今後、個体数を管理（又は半減）するための目標個体数等を記入すること。

(参考) 目標生息数の達成に向けた捕獲頭数

鳥獣名	推定生息数 (令和○年度)	都道府県全体の年間捕獲目標頭数					令和 年度 の目標生息数
		令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	
ニホンジカ							
イノシシ							

6 事業の実施方針

--

注：第二種特定鳥獣管理計画における目標を踏まえ、都道府県内における指定管理鳥獣の生息及び被害状況、個体群管理の強化、事業実施の必要性・目的等について記載すること。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に定める指定管理鳥獣捕獲等事業の目標及び設定の考え方

(1) 目標

(2) 目標設定の考え方

注1：目標については、捕獲数等の具体的な数値を記入すること。

注2：目標設定の考え方については、都道府県全体の計画捕獲数、国の他の事業、都道府県事業及び狩猟による捕獲数との関係も含めて記載すること。

8 他の施策との調整・連携についての考え方

注：鳥獣被害防止特別措置法第7条の3に基づく、指定管理鳥獣捕獲等事業と市町村の被害防止計画に基づく被害防止施策等の他の施策との連携等について記入すること。

第2 事業の実施内容

1 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

--

注1：指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するに当たって、都道府県における関係部局等を含めた実施体制について記入すること。

注2：実施体制図等がある場合は、添付すること。

2 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域及びその状況  
(指定管理鳥獣名： )

実施区域	住所等	実施区域の状況（地形、被害状況、区域の選定理由等）

注1：指定管理鳥獣の種別に作成してください。

注2：指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画で定めた実施区域のうち交付金事業の対象とする実施区域について記入すること。実施区域が調整段階にある場合は、調整中の区域について記入すること。

注3：夜間銃猟を実施する場合は、それが分かるように記載すること。

3 詳細計画（ニホンジカ及びイノシシの両方を事業対象とする場合は、それぞれ分けて作成すること。）

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業  
ア 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画の検討及び策定

① 検討会等の開催

検討会名	開催時期	開催回数	参集範囲	検討内容	備考
	令和 年 月				

注：開催時期又は検討会の種類毎に記入すること。なお、専門家等にヒアリングを実施する場合もヒアリング内容を記入すること。

② 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定又は変更の時期

令和 年 月（策定又は変更）
----------------

注：見直し又は策定予定時期を記入すること。（ ）内のどちらかに○をすること。

イ 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に必要な指定管理鳥獣の生息状況、被害状況等の調査

実施時期	委託先等	調査内容	備考

注：調査の実施時期、委託先等、種類、手法等について具体的に記入すること。

ウ 指定管理鳥獣の捕獲情報の収集、整理・分析

実施時期	委託先等	捕獲情報の種類、分析手法、検討方法等	備考

注：実施時期、委託先等、収集する情報の種類、分析手法、検討方法等について具体的に記入すること。

エ 事業の評価・検証

① 検討会の開催

検討会名	開催時期	開催回数	参集範囲	検討内容	備考
	令和 年 月				

注1：開催時期別に検討内容等を記入すること。

注2：参集範囲には、専門的な知識や経験を有する第三者を入れること。

② 事業の評価・検証

実施時期	委託先等	評価・検証内容

注：指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果及び妥当性、次年度の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に向けて改善すべき事項に係る評価・検証方法等について具体的に記入すること。

(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業

ア 捕獲等の実施内容

実施地域	実施時期	捕獲目標	委託先又は直営
	令和 年 月 ~ 令和 年 月		

捕獲方法、搬出・処分方法	捕獲に付随する取組等

注1：夜間銃猟及び捕獲個体の放置を実施する場合は、別紙1の「〇〇都道府県における夜間銃猟に関する計画」及び別紙2の「〇〇都道府県における捕獲個体の放置に関する計画」を添付すること。

注2：CSF対策として防疫措置が図られた野生イノシシの捕獲を実施する場合は、捕獲の際に実施する具体的な防疫措置を「捕獲に付随する取組等」に記載すること。

注3：実施地域の図面を添付すること。

イ 捕獲個体の食肉等への有効利用（実施する場合に記載）

--

注：捕獲個体を食肉等として有効利用する実施体制や方法等について記載すること。

(3) 効果的捕獲促進事業

ア 効果的捕獲モデル・技術開発タイプ

① 検討会の開催

検討会名	開催時期	開催回数	参集範囲	検討内容	備考
	令和 年 月				

② 新技術の地域実証

実証技術名	対象鳥獣	地域実証の概要

注：詳細については、別紙3の「〇〇都道府県における効率的な捕獲に係る新技術の地域実証計画」を添付すること。

③ 技術開発の概要

開発技術名	対象鳥獣	開発技術の概要

注：詳細については、別紙4の「〇〇都道府県における効率的な捕獲に係る技術開発計画」を添付すること。

④ 地域実証又は技術開発の実施体制

--

⑤ 地域実証の効果又は開発する技術の検証・評価方法

--

注：地域実証の効果測定に必要なデータ収集（調査項目、調査方法）、実証結果又は開発技術の分析・評価方法について記入すること。

⑥ 地域実証又は開発する技術の普及方法

--

注：地域実証又は開発した技術の普及方法について記入すること。

イ 市町村連携タイプ

① 検討会の開催

検討会名	開催時期	開催回数	参集範囲	検討内容	備考
	令和 年 月				

② 取組の概要

--

注1：詳細については、別紙5の〇〇都道府県における市町村連携計画を添付すること。

注2：既に規約の定めがある場合は、市町村連携計画と併せて添付すること。

③ 捕獲効果の検証・評価の方法

--

④ 取組内容の普及方法

--

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成

実施時期	具体的な取組内容

(5) ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成

実施時期	具体的な取組内容

(6) ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援

ア 狩猟捕獲経費の支援

対象鳥獣及び支援する捕獲数	委託先又は直営	狩猟による対象鳥獣の捕獲実績

注：狩猟による対象鳥獣の捕獲実績欄には、把握できている直近2か年の狩猟による捕獲実績を対象鳥獣別に記載する。

イ 処理加工施設による狩猟者指導及び廃棄物処理経費等の支援

取組内容	委託先	受け入れる捕獲個体数

注1：取組内容の欄には、施設へ捕獲個体の持ち込みを行う狩猟者への指導方法（講習会開催など）や廃棄物処理見込量等を記載する。

交付金事業計画

連携捕獲協議会名：

第1 事業概要

1 事業費等

事業費	うち交付金
円	円

広域捕獲計画の策定状況	ニホンジカ	令和 年 月
	イノシシ	令和 年 月

注：ニホンジカ又はイノシシの欄には、策定の年月又は予定年月のいずれかを記入すること。  
 予定年月の場合は、年月の後に「（予定）」と記入すること。

2 事業対象の指定管理鳥獣の種類

指定管理鳥獣名	
---------	--

注：ニホンジカ及びイノシシを事業対象とする場合は、両方の名前を記入すること。

3 事業計画総括表

事業概要	事業費（円）	負担区分（円）			交付割合	備考
		交付金	都道府県等費	その他		
ア 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業					定額（10,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内）	
① 実施計画の検討・策定						
② 生息状況及び被害状況の調査						
③ 捕獲情報等の収集、整理、分析						
④ 事業の評価、検証						
イ 効果的捕獲促進事業（広域連携タイプ）					定額（10,000千円を上限）	
ウ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成					定額（2,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内）	
計						

注1：各欄とも消費税及び地方消費税相当分については、本事業交付金交付要綱第6条第2項に基づき記入すること。

注2：負担区分の「その他」の欄には、寄付その他収入を記入すること。

#### 4 事業の実施期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月

#### 5 事業の実施方針

注：協議会に参加する都道府県の第二種特定鳥獣管理計画における目標等を踏まえ、協議会による指定管理鳥獣の生息・被害状況調査や捕獲等の事業実施の必要性・目的等について記載すること。

#### 6 広域捕獲計画に定める捕獲等の目標及び設定の考え方

(1) 目標

(2) 目標設定の考え方

注1：目標については、捕獲数等のできる限り具体的な数値等を記入すること。

注2：目標設定の考え方については、各都道府県の第二種特定鳥獣管理計画における捕獲数等の目標との関係も含めて記載すること。

#### 7 他の施策との調整・連携についての考え方

注：鳥獣被害防止特別措置法第7条の3に基づく、指定管理鳥獣捕獲等事業と市町村の被害防止計画に基づく被害防止施策等の他の施策との連携等について記入すること。

第2 広域捕獲計画に基づく捕獲の実施内容

1 捕獲の実施体制

--

注1：捕獲を実施するに当たって、実施体制について記入すること。

注2：実施体制図等がある場合は、添付すること。

2 捕獲の実施区域及びその状況

(指定管理鳥獣名： )

実施区域	住所等	実施区域の状況（地形、被害状況、区域の選定理由等）

注1：指定管理鳥獣の種別に作成すること。

注2：広域捕獲計画で定めた実施区域のうち交付金事業の対象とする実施区域について記入すること。実施区域が調整段階にある場合は、調整中の区域について記入すること。

3 詳細計画（ニホンジカ及びイノシシの両方を事業対象とする場合は、それぞれ分けて作成すること。）

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業

ア 広域捕獲計画の検討及び策定（検討会等の開催）

検討会名	開催時期	開催回数	参集範囲	検討内容	備考
	令和 年 月				

注：開催時期又は検討会の種類毎に記入すること。なお、専門家等にヒアリングを実施する場合もヒアリング内容を記入すること。

イ 広域捕獲計画の策定に必要な指定管理鳥獣の生息状況、被害状況等の調査

実施時期	委託先等	調査内容	備考

注：調査の実施時期、委託先等、種類、手法等について具体的に記入すること。

ウ 指定管理鳥獣の捕獲情報の収集、整理・分析

実施時期	委託先等	捕獲情報の種類、分析手法、検討方法等	備考

注：実施時期、委託先等、収集する情報の種類、分析手法、検討方法等について具体的に記入すること。

エ 事業の評価・検証

① 検討会の開催

検討会名	開催時期	開催回数	参集範囲	検討内容	備考
	令和 年 月				

注1：開催時期別に検討内容等を記入すること。

注2：参集範囲には、必要に応じて専門的な知識や経験を有する第三者を入れること。

② 事業の評価・検証

実施時期	委託先等	評価・検証内容

注：広域捕獲計画の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与度、広域捕獲計画に基づく捕獲の効果及び妥当性、次期広域捕獲計画の策定に向けて改善すべき事項に係る評価・検証方法等について具体的に記入すること。

(2) 効果的捕獲促進事業（広域連携タイプ）

ア 捕獲等の実施内容

実施地域	実施時期	捕獲目標	委託先又は直営
	令和 年 月 ~ 令和 年 月		

注1：実施地域の図面を添付すること。

捕獲方法、搬出・処分方法	捕獲に付随する取組等

イ 捕獲個体の食肉等への有効利用（実施する場合に記載）

--

注：捕獲個体を食肉等として有効利用する実施体制や方法等について記載すること。

(3) 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成

実施時期	具体的な取組内容

(別紙1)

〇〇都道府県における夜間銃猟に関する計画

1 夜間銃猟を実施する必要性

--

注：夜間銃猟以外の方法によっては、指定管理鳥獣捕獲等事業を効果的に実施することや事業目標を達成することが難しいとする理由等を記載する。

2 夜間銃猟の実施体制等

--

注：夜間銃猟を実施する際の安全確保を含めた実施体制を記載すること。

3 夜間銃猟の実施内容

実施地域	実施時期及び時間	実施方法	実施者
	(時期・時間)  (理由)		

注1：実施時期及び時間は、想定する時期・時間（例：〇月頃、〇週間、日没後〇時間）と理由を記載すること。

注2：実施方法は、安全の確保を踏まえた具体的な銃猟の実施方法を記載すること。

注3：実施者は、想定している認定鳥獣捕獲等事業者の名称を記載すること。

(別紙2)

〇〇都道府県における捕獲個体の放置に関する計画

1 放置の必要性

--

注：放置する鳥獣の生息状況、放置の効果等を踏まえ、必要性を具体的に記載すること。

2 放置の実施内容

鳥獣名	実施時期	実施地域	放置数	捕獲等の方法

注1：放置数は、見込み数を記載すること。

注2：捕獲等の方法は、銃猟にあつては必ず非鉛弾を使用する旨を記載すること。

3 生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項

--

(別紙3)

〇〇都道府県における効果的な捕獲に係る新技術の地域実証計画（評価報告）  
（効果的捕獲促進事業）

1 対象指定管理鳥獣の種類、技術名、実証地域及び時期

指定管理鳥獣名	
技術名	
実証地域	
実証時期	令和 年 月 ～ 令和 年 月

注：実証地域の位置が分かる地図を添付すること。

2 現状の指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の状況及び課題等

--

3 地域実証する技術の概要

--

注：実証する技術の写真や内容等の概要が分かる資料を添付すること。

4 具体的な実証の方法・内容

--

注1：2の課題等を踏まえた技術実証の方法や内容を具体的に記入すること。

注2：事業終了後の評価報告においては、注1を踏まえ、その評価結果を具体的に記入すること。

5 その他

--

注：地域実証に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

(別紙 4)

〇〇都道府県における効果的な捕獲に係る技術開発計画 (評価報告)  
(効果的捕獲促進事業)

1 対象指定管理鳥獣の種類及び技術名

指定管理鳥獣名	
技術名	

2 現状の指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の状況及び課題等

--

3 開発技術の具体的な内容等

--

注 1 : 開発技術の具体的な内容については、技術の特徴、導入効果、成果目標、有効性、普及性、既存の技術との比較など分かりやすく記述すること。

注 2 : 開発する技術の仕組み等が分かる資料を添付すること。

注 3 : 事業終了後の評価報告においては、注 1 を踏まえ、その評価結果を具体的に記入すること。

4 その他

--

注 1 : 地域実証に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

注 2 : 事業終了後の評価報告において、特記事項に対するコメントがあれば記入すること。

(別紙5)

〇〇都道府県における効果的な捕獲に係る市町村連携計画（評価報告）  
（効果的捕獲促進事業）

1 対象指定管理鳥獣の種類、計画の実施期間及び対象地域

指定管理鳥獣名	
実施時期	令和 年 月 ～ 令和 年 月
連携市町村名	

注1：対象市町村は、協議会に参加する市町村とする。

注2：対象市町村の位置が分かる図を添付すること。

2 現状の指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の状況及び課題等

--

3 連携体制

協議会の名称及び 設立年月（予定）	構成機関の名称	役割分担
令和 年 月		

注：既に協議会規約が策定されている場合は、添付すること。

4 市町村との連携の具体的な取組内容

--

注1：2の課題等を踏まえた市町村との連携による効果的な捕獲の取組を具体的に記入すること。

注2：事業終了後の評価報告においては、注1の課題等を踏まえ、評価結果について記入すること。

5 その他

--

注：市町村との連携に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

(別紙 6)

〇〇都道府県（又は〇〇連携捕獲協議会）における認定鳥獣捕獲等事業者等の育成に係る評価報告

1 認定鳥獣捕獲等事業者等の現状や課題等

2 1の課題等に対応するため、本事業で実施した取組内容

注：実施した研修会等の内容及び参加人数等を記入すること。

3 2の取組に対する評価と今後の課題等

注：1の課題等も踏まえ、取組の評価を具体的に記入すること。  
また、評価を通じ明らかになった今後の課題等についても記入すること。

4 その他

注：特記すべき事項があれば記入すること。

(別紙7)

〇〇都道府県におけるジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成に係る評価報告

1 狩猟者の現状や課題等

--

2 1の課題等に対応するため、本事業で実施した取組内容

--

注：実施した研修会等の内容及び参加人数等を記入すること。

3 2の取組に対する評価と今後の課題等

--

注：1の課題等も踏まえ、取組の評価を具体的に記入すること。  
また、評価を通じ明らかになった今後の課題等についても記入すること。

4 その他

--

注：特記すべき事項があれば記入すること。

(別紙8)

〇〇都道府県におけるジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援に係る評価報告

1 本事業で実施した取組実績

(1) 狩猟捕獲経費支援の取組

(2) 処理加工施設における取組

注1：(1)の取組実績として、受託者名、ニホンジカ及びイノシシ別に支援を行った捕獲頭数実績及び狩猟全体における捕獲頭数等を記入する。

注2：(2)の取組実績として、受託者名(施設名称)、講習会等の指導内容、開催回数、参加人数、持込を行った狩猟者数、受け入れた捕獲個体数(ニホンジカ及びイノシシ別)及び廃棄物処分量等を記入する。

2 1の取組による効果や評価と今後の課題等

注：1の取組による効果や取組の評価を具体的に記入すること。

また、評価等を通じ明らかになった今後の課題等についても記入すること。

3 その他

注：特記すべき事項があれば記入すること。

別記様式第5 別添

(〇〇地域) 広域捕獲計画  
(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで)

作成主体：〇〇連携捕獲協議会

1 計画作成の背景及び目的等

(注) 連携捕獲協議会に参加する各都道府県の第二種特定鳥獣管理計画の目標達成に向けた取組の1つとして、当該協議会を設立し、本計画の作成に取り組むこととした背景、当該計画における目的等について記載する。

2 対象とする指定管理鳥獣の種類

3 捕獲等の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等

- (注) 1 実施区域名欄には、実施区域の名称を記載する。  
2 住所等欄には、都道府県名、市町村名及び地名等を記載する。  
3 選定理由欄には、当該計画を作成するに当たり行った調査結果や既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該区域を選定した理由を記載する。  
4 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に定める被害止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合には、その名称を記載する。  
5 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付する。

#### 4 目標

目標	備考

(注) 連携捕獲協議会に参加する各都道府県の第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を考慮・勘案し、広域捕獲計画の目標として、捕獲数等の具体的な数値等を記載する。なお、5に掲げる捕獲等の対応別の捕獲数目標についても備考欄に記載する。

#### 5 目標の達成に向けた捕獲等の対応

--

(注) 本計画の目標に向けた捕獲等をどのように実施するのか記載する。(連携捕獲協議会による捕獲(許可捕獲)や、各都道府県における許可捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業、狩猟などの区分を記載する。また、なぜその対応としたのか、対応が複数になる場合はすみ分け方法についても記載する。)

#### 6 捕獲の実施期間

実施区域名	実施期間

#### 7 協議会による捕獲等の内容

##### (1) 捕獲の方法等

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模

(注) 1 広域捕獲計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔に記載する。なお、受託者との調整の上で決定する場合には、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載する。

2 使用する猟法は、銃猟(誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等)、わな猟(くくりわな、箱わな、囲いわな等)、網猟等の別について記載する。

3 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

## (2) 実施体制

(注) 事業の実施主体として、連携捕獲協議会名を記載する。さらに、捕獲等の作業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の業務範囲と、想定される委託先（認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等）を記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

## 8 捕獲情報等の収集、整理、分析評価、各種計画等への反映

(注) どのような捕獲情報等を収集するのか、整理、分析評価をどのように行い、各種計画（本計画や第二種特定鳥獣管理計画等）等へどのように反映するのかを記載する。

## 9 その他

(注) 1～8の項目以外に追加する項目がある場合は、9以降に追加して記載する。

(〇〇地域) 広域捕獲計画  
(令和〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで)

作成主体：〇〇連携捕獲協議会

1 計画作成の背景及び目的等

(注) 連携捕獲協議会に参加する各都道府県の第二種特定鳥獣管理計画の目標達成に向けた取組の1つとして、当該協議会を設立し、本計画の作成に取り組むこととした背景、当該計画における目的等について記載する。

2 対象とする指定管理鳥獣の種類

3 捕獲等の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
〇〇区域	〇〇県〇〇村内 鳥獣保護区全域	〇〇年に一部区域で〇頭捕獲等しているが、〇年には生態系への被害が拡大。	〇〇国立公園、〇〇鳥獣保護区、〇〇国有林
〇〇区域	〇〇県〇〇市〇 〇及び〇〇町〇 〇	〇〇による生態系被害が増加しているが、これまで高標高域のため十分な捕獲等が行われていない。	〇〇県〇〇市が区域外において〇〇県〇〇町被害防止計画に基づき被害防止の目的での捕獲事業を実施。

- (注) 1 実施区域名欄には、実施区域の名称を記載する。  
2 住所等欄には、都道府県名、市町村名及び地名等を記載する。  
3 選定理由欄には、当該計画を作成するに当たり行った調査結果や既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該区域を選定した理由を記載する。  
4 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣による農

林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に定める被害止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合には、その名称を記載する。

5 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付する。

#### 4 目標

目標	備考
捕獲数〇頭	

(注) 連携捕獲協議会に参加する各都道府県の第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を考慮・勘案し、広域捕獲計画の目標として、捕獲数等の具体的な数値等を記載する。なお、5に掲げる捕獲等の対応別の捕獲数目標についても備考欄に記載する。

#### 5 目標の達成に向けた捕獲等の対応

--

(注) 本計画の目標に向けた捕獲等をどのように実施するのか記載する。(連携捕獲協議会による捕獲(許可捕獲)や、各都道府県における許可捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業、狩猟などの区分を記載する。また、なぜその対応としたのか、対応が複数になる場合はすみ分け方法についても記載する。)

#### 6 捕獲の実施期間

実施区域名	実施期間
〇〇区域	〇年度 年 月 日～ 年 月 日
〇〇区域	〇年度 年 月 日～ 年 月 日

#### 7 協議会による捕獲等の内容

##### (1) 捕獲の方法等

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
〇〇区域	銃猟(誘引して射撃する方法を想定するが受託者と調整の上決定する。)	〇人日程度
〇〇区域	銃猟(巻き狩りを想定)及びわな猟(くくりわなを想定)	巻き狩りは〇回程度、くくりわな〇台程度

- (注) 1 広域捕獲計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔に記載する。なお、受託者との調整の上で決定する場合には、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載する。
- 2 使用する猟法は、銃猟（誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等）、わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな等）、網猟等の別について記載する。
- 3 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

## (2) 実施体制

(注) 事業の実施主体として、連携捕獲協議会名を記載する。さらに、捕獲等の作業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の業務範囲と、想定される委託先（認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等）を記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

## 8 捕獲情報等の収集、整理、分析評価、各種計画等への反映

(注) どのような捕獲情報等を収集するのか、整理、分析評価をどのように行い、各種計画（本計画や第二種特定鳥獣管理計画等）等へどのように反映するのかを記載する。

## 9 その他

(注) 1～8の項目以外に追加する項目がある場合は、9以降に追加して記載する。